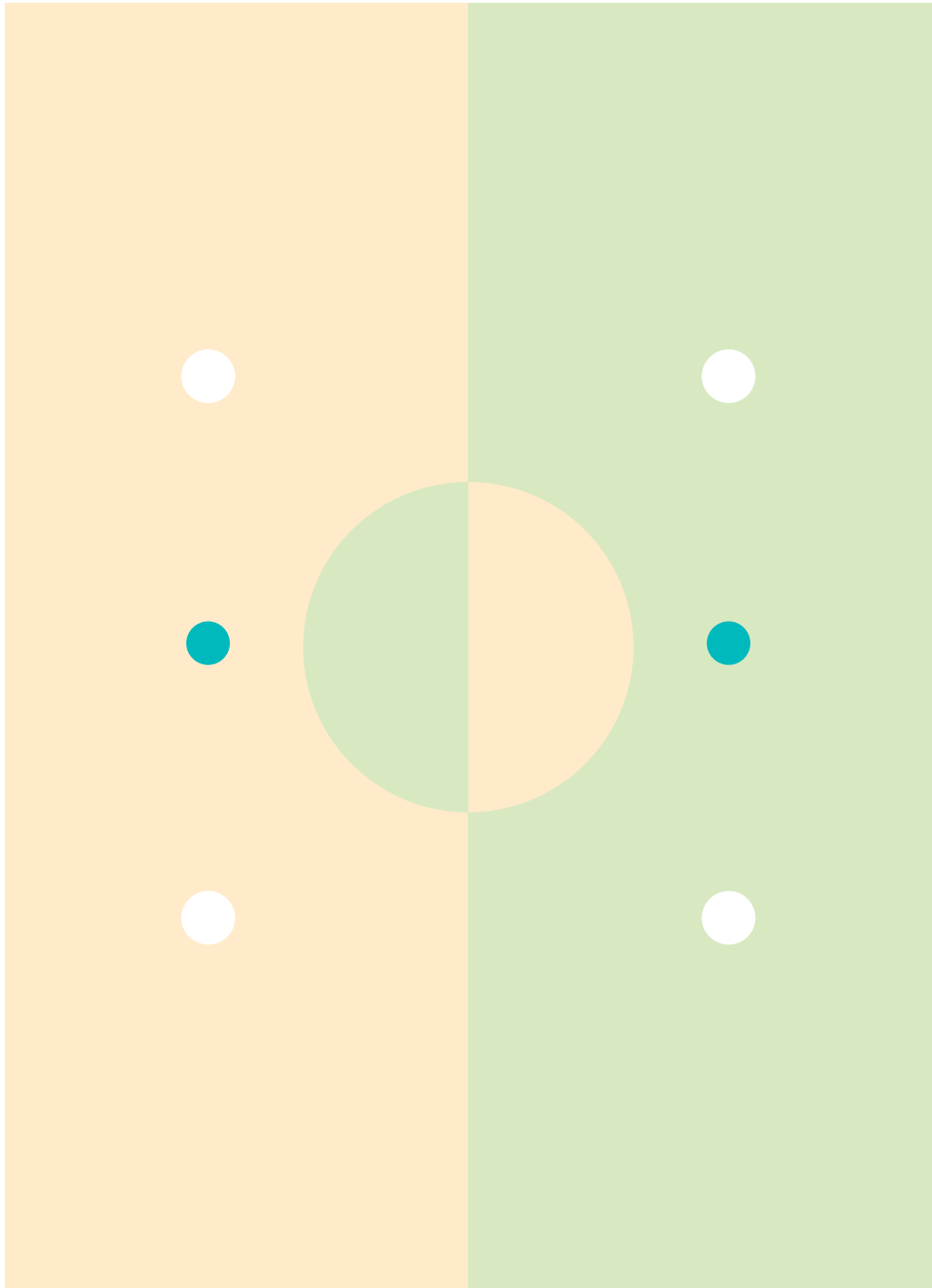
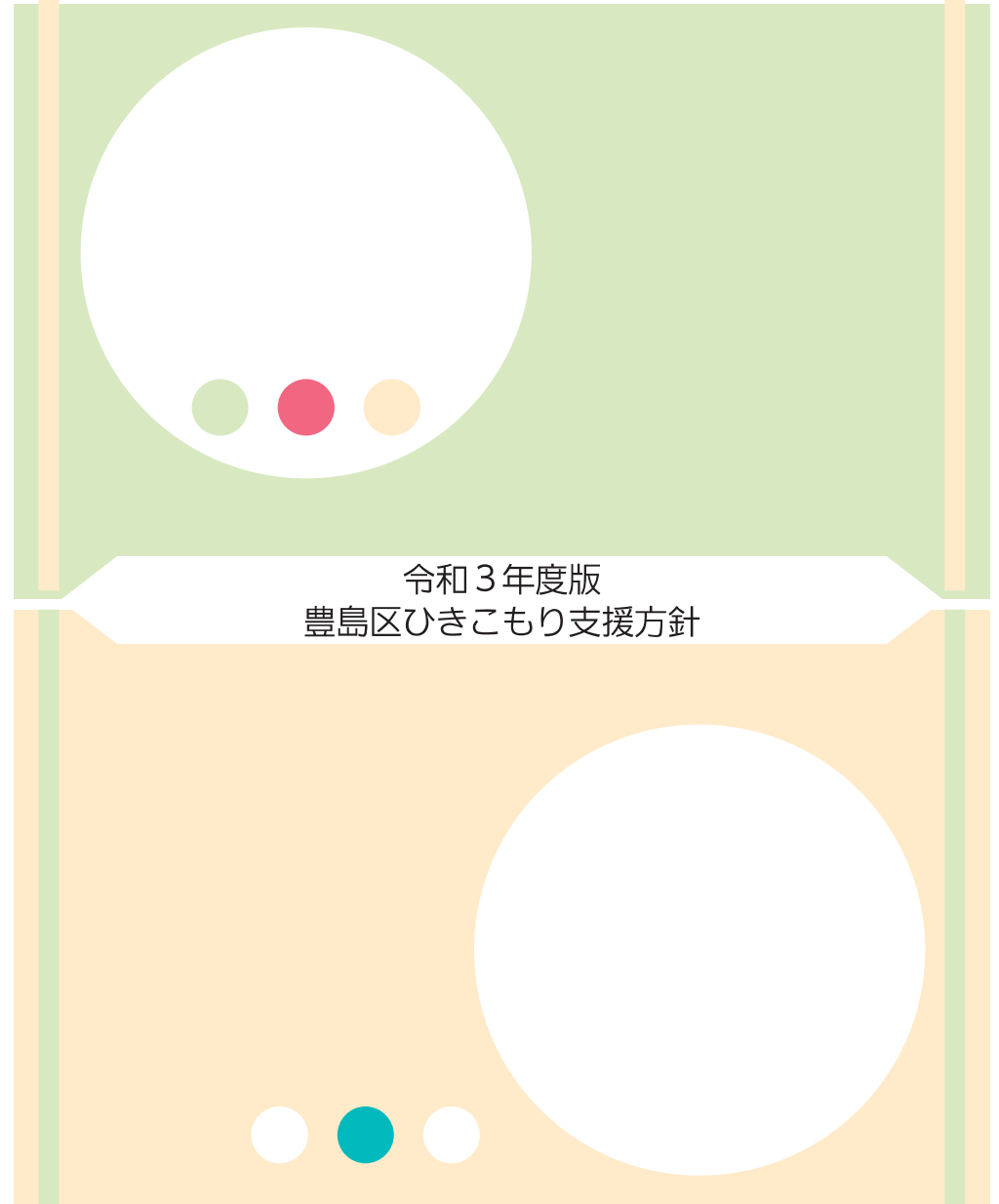




豊島区 保健福祉部 福祉総務課 自立促進グループ
〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 TEL:03-4566-2453



令和3年度版
豊島区ひきこもり支援方針

目次

CONTENTS

はじめに	1
2. ひきこもり実態調査の概要	2
3. 区における令和3年度の取組み	5
(1)相談窓口の設置	5
(2)広報・周知	6
(3)専用ホームページ「ひきこもり情報サイト」	9
(4)研修・講習会	12
(5)オンライン相談	12
(6)福祉包括化推進員部会との連携	13
(7)ひきこもり支援協議会	14
(8)ひきこもりネットワーク会議	19
4. 窓口の相談状況等	20
(1)相談状況	20
(2)相談事例	22
5. 支援方針	25
6. 支援の方向性	26
方針1-① 相談支援体制の強化	26
方針1-② 情報発信の強化	27
方針1-③ 居場所の充実	28
方針1-④ ネットワークの構築	29
方針2-① スーパーバイズ機能	30
方針2-② 支援者のスキル向上	30
【 参 考 】—————	
東京都の提言(概要版)	31
厚生労働省 令和4年度概算要求(一部抜粋)	31
東京都 令和4年度概算要求(一部抜粋)	35

1 はじめに

■ 本区は、生活困窮者自立支援法が施行される1年前の平成26年より生活困窮者支援に取り組んできた。同年4月に生活困窮者支援制度の担当組織を設置し、6月にはニーズ調査をメインとしたモデル事業を立ち上げ、生活保護の窓口とは別の「くらしと仕事の相談窓口」を設置した。

■ 相談窓口に持ち込まれる内容は、生活困窮状態の打開・解決に関することが大半であったが、その中には、家族のひきこもりの問題もあった。

■ 令和2年7月に「SDGs未来都市」および「自治体SDGsモデル事業」に選定され、誰ひとり取り残さないまちを目指す本区として、ひきこもり支援を強化することとした。

■ 令和3年7月には、ひきこもり専用相談窓口を設置し、電話とメールによる相談を開始するとともに、8月には情報発信の要となるホームページ「ひきこもり情報サイト」を開設した。

■ 同年7月、当事者や家族の状況に応じた支援をより一層推進するため、社会福祉や心理などの学識経験者、家族会を含む支援団体、当事者、民生委員・児童委員協議会などの地域団体、医療・高齢者支援などの専門家などで構成する「豊島区ひきこもり支援協議会」を立ち上げた。

■ 本協議会での議論を踏まえ、令和3年度版豊島区ひきこもり支援方針を策定した。この方針では、「相談につながる仕組みをつくる」「断らない支援・強制しない支援を目指す」の2つの視点をもとに、ひきこもり支援の道筋を体系的に整理している。

■ 今後、ひきこもり支援協議会の任期である令和5年度までの間、毎年度、本区の取り組みを検証し、必要に応じて支援方針の見直しをする。

2 ひきこもり実態調査の概要

1 調査の概要

(1) 対象 関係10課及び関係2団体(※1)

(2) 期間 令和2年10月～12月

(3) 定義 ・すでに相談に来ている方を対象に調査を実施
・義務教育修了後、仕事や学校に行かず、且つ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態

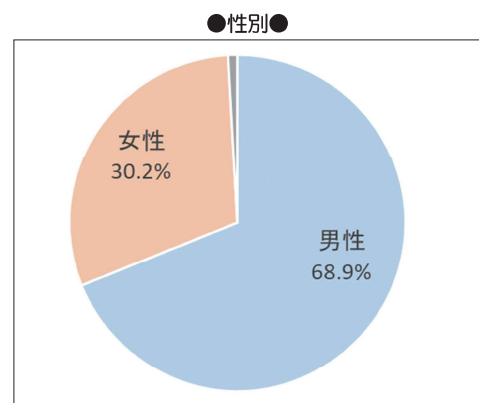
(4) 対象 上記「定義」の状態で、15歳以上の方

※ 個人情報保護の観点から、対象者が特定されないよう調査の回答に氏名や住所等を記載することは禁じられている。

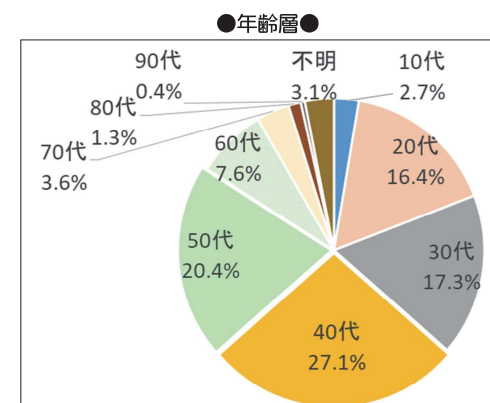
※ 1 ● 高齢者福祉課	● 障害福祉課 (東・西障害支援センター)	● 介護保険課
● 健康推進課	● 長崎健康相談所	● 生活福祉課
● 西部生活福祉課	● 子ども若者課 (アシスとしま)	● 子育て支援課 (女性相談)
● 豊島区民社会福祉協議会 (CSW)	● 高齢者総合相談センター (8か所)	● 福祉総務課 (くらし・しごと相談支援センター)

2 調査の結果 ○調査回答数 総数225人

【2-1 当事者の状況】

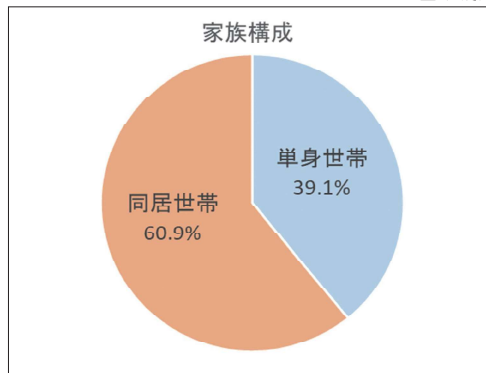


ひきこもり相談者の性別を見ても、男性68.9%に対し女性30.2%であり、比率として7:3の割合となっている。

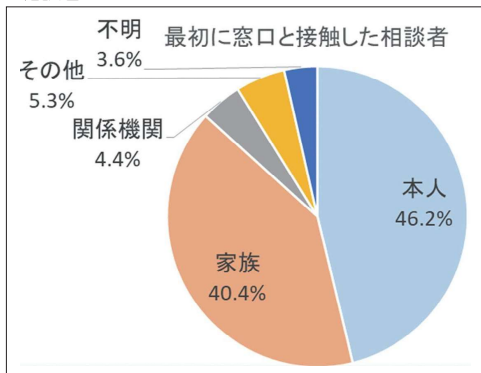


40代が27.1%と最も多く、次に50代が20.4%、30代が17.3%、20代が16.4%と続いている。40代・50代の中高年の割合が全体の47.5%と約半数で20代から50代までで81.2%と全体の8割を占めている。

●世帯構成及び相談者●

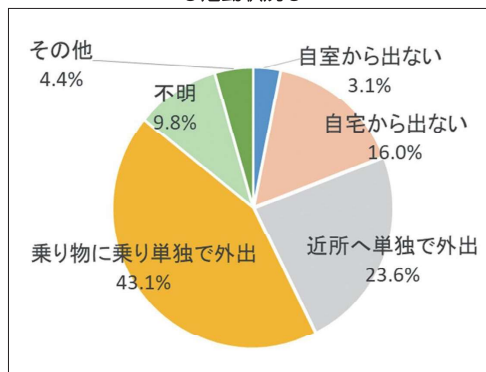


世帯構成では単身世帯が39.1%に対し、同居世帯が60.9%と比率は4:6の割合となっている。



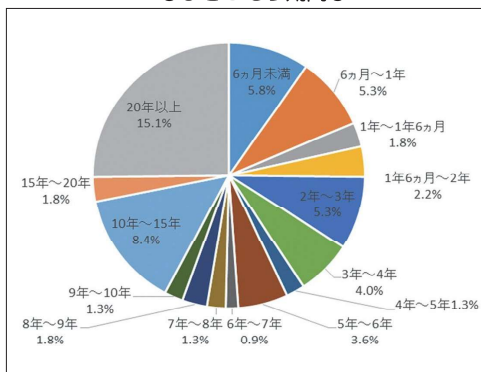
また、最初に窓口と接触した相談者は「本人」が46.2%と最も多く、次に家族が40.4%となっており、本人・家族で相談が8割を超えている。

●活動状況●



すでに相談窓口へつながついている人もいるため、「乗りに乗る単独で外出」できている状況にある方が43.1%と最も多い。一方で「自室から出ない」3.1%、「自宅から出ない」が16.0%と、外出できない方も一定数いる。

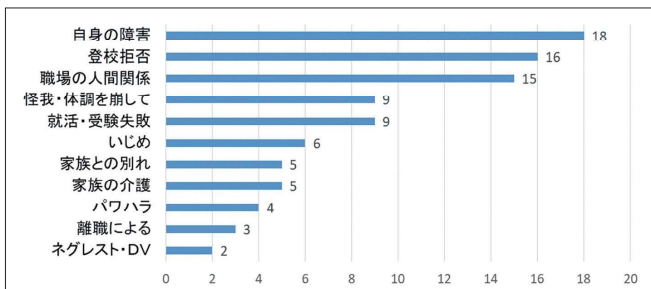
●ひきこもり期間●



ひきこもり期間において「20年以上」の15.1%と一番多い割合であった。

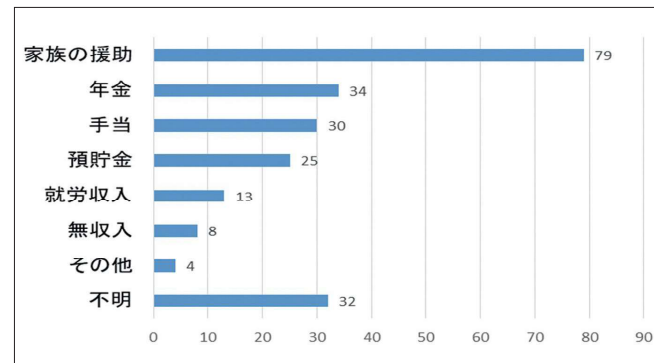
●ひきこもりのきっかけ●

ひきこもりのきっかけについては、「不明」が52.0%と最も多い。理由が明らかな項目としては、自身の障害が最も多く、次いで登校拒否、職場の人間関係と続く。



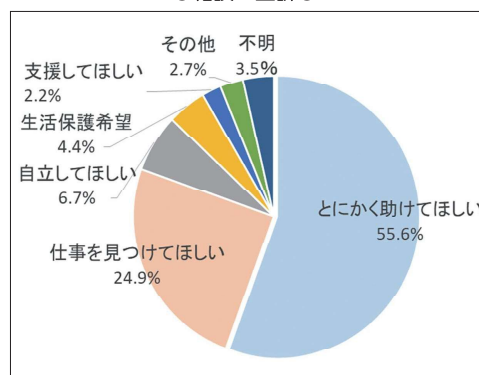
●経済状況●

経済状況については、「家族の援助」が35%と一番多く、次いで「年金」、「手当」となっている。



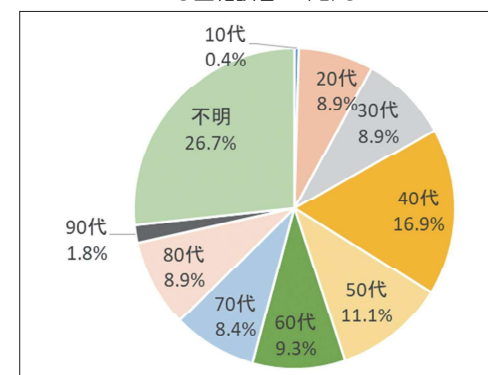
【2-2 相談者の状況】

●相談の主訴●



「とにかく助けてほしい」という切実な訴えが全体の55.6%と一番多い結果であった。次に「仕事を見つけてほしい」が24.9%で、この2項目で全体の約8割を占める。

●主相談者の年齢●



一番多い年齢層は40代で次に50代、60代と続く。70代、80代も他年齢と同じ割合で、高齢の親からの相談もある。

3 調査からわかったこと

- (1) 対象者は、40代・50代が多く、次いで若年者と続き、20代から50代までで全体の8割を占めている。
- (2) 相談窓口に来所する人は、本人である割合が高い。
- (3) 対象者の状態像においては、自室や自宅から出ないいわゆる完全なひきこもり型の人の割合は多くはなかった。
- (4) ひきこもった理由は、不明が5割を超えており、なかなか悩みを言えない(言わない)傾向にある。

3 区における令和3年度の取組み

調査結果を受け、当事者及び家族や関係者へひきこもり相談窓口を周知し、ご相談やお問い合わせを受け止める体制と支援員の質の向上へ向けた取り組みを実施することとした。

以下、令和3年度に取り組んだ施策について説明する。

(1) 相談窓口の設置

これまで、本区では各課の相談窓口で、ひきこもりの事案についてご相談を受け止めてきた。一方、それらの対応について、情報の共有や成功事例の共有及び対応における研鑽を重ねることができなかった。

それらの課題について、令和3年7月から福祉総務課に「ひきこもり相談窓口（以下「本窓口」という。）」を設置し、ひきこもりというキーワードがあった時点で本窓口へ誘導する仕組みを作った。

そして、各課と連携しながら、本窓口がエスコート役となり、支援し続ける（つながり続ける）ことを掲げ、取り組んでいる。

【窓口名称】 豊島区ひきこもり相談窓口

【対応時間】 午前8時30分～午後5時15分

【設置場所】 豊島区本庁舎4階 西1(福祉総務課)

【対応方法】 ・ 窓口での相談対応

- ・ メールでの相談対応(24時間受付)
(連絡先) A0029452@city.toshima.lg.jp
- ・ 電話の相談対応
(連絡先) 03-4566-2427
- ・ オンライン相談(ビデオトーク)での相談対応

【支援体制】 (受付) 福祉総務課自立促進グループ 2人

(対応) 特定非営利活動法人

インクルージョンセンター東京オレンヂ 3人

(アウトリーチ) 豊島区民社会福祉協議会 CSW

社会に出たいとは思っているけれど、きっかけが見つからない...

【ご案内】
豊島区ひきこもり相談窓口

いつの間にかこんなに時間が経ってしまった...もう手遅れなのかな...
学校の嫌だ!でも...
両親も心配させたくないから...
誰にも何も相談できない...

自分とは人とは何が違う気がする
老後のことを考えると...
子どもの将来が不安...

★ どうぞお気軽にご相談ください

(窓口) 豊島区役所本庁舎4階 福祉総務課
相談専用ダイヤル
03-4566-2427
(メール) A0029452@city.toshima.lg.jp
(HP) toshima-hikikomori.com

※ 状況をお聞きし、適切な機関へおつなぎいたします。

■ 子どもと親の3歳までの若者の総合相談
子ども若者課 アシスト(本庁舎4階)
電話 03-4566-2476

■ 高齢者の介護に関する相談
高齢者福祉課地域ケアグループ(本庁舎4階)
高齢者福祉課地域ケアセンターを各紹介しています。
電話 03-4566-2430

■ 子育てに関する相談
東部子ども家庭支援センター【児童・育成相談】
(上池袋2丁目 35-22)
電話 03-5960-5275

■ 子育てに関する相談
西部子ども家庭支援センター【未就学児の発達相談】
(千早4丁目 6-14)
電話 03-5961-3131

■ 教育に関する相談(心配等・悩み)
教育センター(堤町ヶ谷3丁目1-7)
電話 03-3983-0094

■ 長崎健康相談所(長崎2丁目27-18)
電話 03-3957-1191

○ 東京支所 ひきこもりサポートネットワークで相談を受け付けています。
電話 0120-029-528 月～金 10:00～17:00
Pメール相談 <https://www.hikikomori-tokyo.jp/> (24時間受付)
検索メール相談 <https://www.hikikomori-tokyo.jp/> (24時間受付)

豊島区ひきこもり相談窓口

(2) 広報・周知

本区の取組みや「ひきこもり相談窓口」について、少しでも当事者や家族、関係者へ届くよう、様々な媒体を駆使し、広報・周知活動を行った。

月刊誌「厚生労働4月号」

本区のひきこもり支援に対する姿勢や、今後の取り組みについて特集記事が掲載された。

SDGsの理念に則した取組みとする方針を示した。



(3) 専用ホームページ「ひきこもり情報サイト」

ひきこもり支援協議会でいただいたご意見を踏まえ、相談事例や支援内容など情報をわかりやすく掲載し、ひきこもり当事者やご家族に広く情報を発信する「情報サイト」として、8月に本区のホームページから独立した「ひきこもり情報サイト(以下「本サイト」という。))を立ち上げた。

また本サイトから相談できる相談フォームも設けることで、より相談の自由度を上げて、気軽に相談できる工夫もしている。

URL <https://toshima-hikikomori.com>

TOPページ

本区からのメッセージ

ひきこもり支援に係る支援方針

本区の支援に対する考え方を記載

多彩な支援メニュー

当事者の状態・状況に合わせた支援メニューなど記載

相談事例

事例をご紹介しますことで気軽に相談いただけることを伝える

相談事例

Case study 1

【事例のきっかけ】
夫と、娘に相談して社会に出るきっかけを悩んでいた方からのご相談を承りました。

【背景と課題】
専業主婦で夫は会社員。夫の収入が減少し、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。

【現在】
夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。

Case study 2

【事例のきっかけ】
仕事で忙しく、娘に相談して社会に出るきっかけを悩んでいた方からのご相談を承りました。

【背景と課題】
専業主婦で夫は会社員。夫の収入が減少し、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。

【現在】
夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。

Case study 3

【事例のきっかけ】
夫と、娘に相談して社会に出るきっかけを悩んでいた方からのご相談を承りました。

【背景と課題】
専業主婦で夫は会社員。夫の収入が減少し、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。

【現在】
夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。夫の収入が減少したことで、生活費が足りなくなってきた。

支援団体の皆様

地域で活動する団体をご紹介します。

支援団体の皆様

第1回ネットワーク会議開催について

10月10日に第1回ネットワーク会議を開催しました。

この会議は、ひきこもり支援の推進を図るため、関係機関・団体・個人が一堂に会し、連携を深め、支援の質を向上させることを目的として開催されました。

【出席者】
区役所、関係機関、関係団体、関係個人など、約30名が参加しました。

【議題】
1. ひきこもり支援の現状と課題
2. ひきこもり支援の推進方策
3. ひきこもり支援の連携体制の構築

支援団体の皆様

第1回ネットワーク会議開催について

10月10日に第1回ネットワーク会議を開催しました。

この会議は、ひきこもり支援の推進を図るため、関係機関・団体・個人が一堂に会し、連携を深め、支援の質を向上させることを目的として開催されました。

【出席者】
区役所、関係機関、関係団体、関係個人など、約30名が参加しました。

【議題】
1. ひきこもり支援の現状と課題
2. ひきこもり支援の推進方策
3. ひきこもり支援の連携体制の構築

行政情報

厚生労働省、東京都も含め取組みや情報をご紹介します

行政情報

厚生労働省

【厚生労働省】
厚生労働省は、ひきこもり支援の推進を図るため、関係機関・団体・個人が一堂に会し、連携を深め、支援の質を向上させることを目的として開催されました。

【議題】
1. ひきこもり支援の現状と課題
2. ひきこもり支援の推進方策
3. ひきこもり支援の連携体制の構築

東京都

【東京都】
東京都は、ひきこもり支援の推進を図るため、関係機関・団体・個人が一堂に会し、連携を深め、支援の質を向上させることを目的として開催されました。

【議題】
1. ひきこもり支援の現状と課題
2. ひきこもり支援の推進方策
3. ひきこもり支援の連携体制の構築

相談フォーム

ご相談いただける雰囲気作りを心掛け個人に合わせた相談方法を記載

まずはご相談ください！

【相談方法】
1. オンライン相談
2. 電話で相談
3. メールで相談
4. 訪問相談
5. 来所で相談

(4) 研修・講習会

ひきこもり支援に関わる支援員や地域で活動する団体及び地域の方々へ、ひきこもり支援の現状や今後の関わり方のポイントなど支援員・関係者の支援の質向上に向け取り組んでいる。

ひきこもり支援講演会

日時：令和3年11月10日（水）午後2時～午後4時

講師：森田 智子 氏（NHK 制作局ディレクター）

目的：ある自治体の取組みを通じ、いま出来ること・ほんの少しの関わり方の積み重ねが重要であることの重要性を共有した

講演会の様子

(5) オンライン相談

外出することができない状態・状況であっても、相談対応できるよう「ビデオトーク（テレビ電話）」を導入した。1回目の相談から使用することは想定していないが、電話や面談により関係性を構築し、利便性の高いオンライン相談も併せて使用することで、いつでも相談できる環境を整えた。

ビデオトーク

すべてのスマホを、お客さま対応窓口。

アプリ・アカウント不要でかんたん

電話番号にSMS送信ですぐビデオ通話

無料トライアル サービス資料請求

確認のためにビデオ通話用SMSを送ります。

② 相談者はSMSのURLをクリック

③ すぐに通話開始！（アプリをダウンロードする必要なし）

ひきこもり支援員【① SMS配信】

当事者へ

当事者とひきこもり支援員相談対応！

11

12

(6) 福祉包括化推進員部会との連携

【目的】

地域社会の取り巻く環境の変化等により、区民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化する中、これまでの対象者別の縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースについて、相談者本人やその世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、これらに対応した包括的な支援が受けられるよう、庁内連携を推進する。

▶ 複合的な課題を抱えるひきこもり支援と連携し、協議・調整を行う。

- 庁内関係12課及び関係1団体に福祉包括化推進員を配置し、分野横断的に対応する連携体制を強化している。
- 定期的に福祉包括化推進員部会を開催し、関係各課の担当者間の連携では対応困難な複雑・複合的な課題について情報を共有し、支援のあり方やお互いの役割の確認している。

【令和3年度推進員設置課】

	課名
1	保健福祉部 高齢者福祉課
2	保健福祉部 障害福祉課(障害福祉サービス担当課)
3	保健福祉部 生活福祉課
4	保健福祉部 西部生活福祉課
5	保健福祉部 介護保険課
6	保健福祉部 健康推進課(池袋保健所)
7	保健福祉部 長崎健康相談所
8	子ども家庭部 子ども若者課
9	子ども家庭部 子育て支援課
10	都市整備部 住宅課
11	教育部 教育センター
12	豊島区民社会福祉協議会(CSW、くらしごと相談支援センター)
13	保健福祉部 福祉総務課

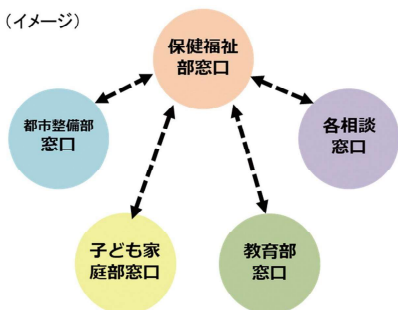
①各課において、相談窓口を所管するグループ(係)の係長を選出。

②月1回、推進員による会議体を開催。事案発生により随時の連携会議も開催している。

※ 赤字:令和3年度に新たに発令

これまでの支援体制

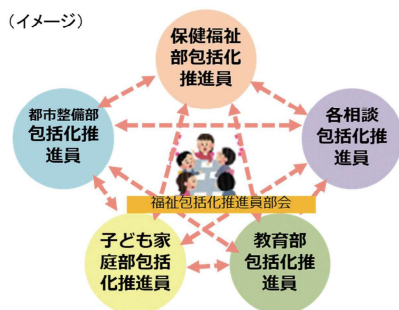
(イメージ)



事案発生時に担当者のマンパワーにより対応

福祉包括化推進員による支援体制

(イメージ)



福祉包括化推進員による連携体制

(7) ひきこもり支援協議会

【目的】

各課相談窓口において、ひきこもりとなった状態が長期化、高齢化した相談者が一定数あり、ひきこもり状態にある当事者とその家族が抱える悩みも医療・介護、所得、就労など、多岐にわたることを踏まえ、年齢によらず、当事者・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討、**特に本区の地域性を踏まえた支援のあり方や方針について検討する。**

【要綱】

令和3年6月9日
3豊保総発第320号

豊島区ひきこもり支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 豊島区(以下「本区」という。)の各課相談窓口において、ひきこもりとなった状態が長期化、高齢化した相談者が一定数あり、ひきこもり状態にある当事者とその家族が抱える悩みも医療・介護、所得、就労など、多岐にわたることを踏まえ、年齢によらず、当事者・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討、特に本区 of 地域性を踏まえた支援のあり方や方針について検討する。

その際、学識者、専門家の視点や当事者、家族・関係者及び支援する団体の意見も踏まえながらSDGsが掲げる「誰一人取り残さない社会」実現のため、ひきこもり支援においてきめ細かい寄り添い支援を行うことを目的として、学識者、支援団体、当事者、行政職員等からなる「豊島区ひきこもり支援協議会」(以下「支援協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本区 of 地域性を反映した支援のあり方について
- (2) 本区 of 現状と課題の共有
- (3) 当事者・家族の状況に応じた支援についてのあり方
- (4) 効果的な情報発信及び支援の手法について
- (5) 調査分析及び今後の調査方法について
- (6) その他、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 支援協議会は、学識者、専門家、当事者団体・家族会に所属する者、関係団体に所属する者、当事者、行政職員等のうちから、豊島区保健福祉部長(以下「保健福祉部長」という。)が委嘱した委員をもって組織する。ただし、豊島区保健福祉部の職員を委員とする場合、豊島区副区長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 支援協議会に会長を置き、会長は会に属する委員が互選する。

2 会長は、支援協議会の会務を総理し、支援協議会を代表する。

3 支援協議会に副会長を置き、副会長は会長が指名する。会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(部会)

第6条 支援協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、支援協議会が定める事項について検討する。

3 部会の委員は、会長が指名する者をもって構成し、区長が委嘱する。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する者が、その職務を代理する。

(招集等)

第8条 支援協議会及び部会(以下「協議会等」という。)は、豊島区長が招集する。

2 豊島区長は、委員以外の者から意見等を聴取する必要がある場合は、委員以外の者に対して、協議会等への出席、又は資料の提出等を求めることができる。

(協議会等の公開)

第9条 協議会等の会議は、公開で行う。ただし、支援協議会の委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、協議会等を非公開とすることができる。

(事務局等)

第10条 支援協議会における協議、検討等の充実及び効率化を図るため、支援協議会に事務局を置く。事務局はひきこもり支援施策推進会議の委員長及び委員の職にある者をもって組織する。

支援協議会の庶務は、豊島区福祉総務課において処理する。

(委員等への謝礼の支払)

第11条 委員等への謝礼の支払は、豊島区報償費支払額基準のとおりとする。ただし、豊島区福祉総務課の職員は、支払の対象から除くものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

【委員名簿】

◎ 会長 ○ 副会長

分 野	所 属・役職	氏 名
学識経験者	社会福祉	文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 教授 ◎ 中 島 修
	教育心理	東京学芸大学 教育心理学講座 准教授 ○ 福井 里江
支援団体	家族会	NPO KHI全国ひきこもり家族会連合会 事務局長 上田 理香
	支援団体	NPO ワーカーズコープ 事業推進本部 事務局長 牧野 斉子
専 門 家	医療	櫻和メンタルクリニック 院長 山野 かおる
	弁護士	池袋市民法律事務所 所長 釜井 英法
	高齢者	高齢者総合相談センター(包括) ふくろうの杜センター長 深澤 雅世
区民・地域	区民	第6地区青少年育成委員会 会長 根岸 幸子
		民生委員・児童委員 山本 ナミエ
	当事者	— 小杉 順二
		— 小暮 和美
関係機関	保健・医療	池袋保健所健康推進課 課長補佐 松川 君子
	地域福祉	豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課長 田中 慎吾
行 政	国	厚生労働省 大臣官房総務課広報室長(社会・援護局併任) 野崎 伸一
	東京都	東京都 福祉保健局生活福祉部地域福祉課生活支援 担当課長 小澤 耕平
	豊島区	保健福祉部長 田中 真理子

【ひきこもり支援協議会】

■第1回ひきこもり支援協議会■

〈日 時〉令和3年7月15日 19:00 〈場 所〉豊島区役所 会議室507～509
〈内 容〉① 高際副区長の挨拶 ② ひきこもりに係る支援の現状について
③ 各テーマに対する委員からのご意見等 ④ 今後のスケジュールについて

▶本区のひきこもりの現状に対する委員からの意見を伺った。

■第2回ひきこもり支援協議会■

〈日 時〉令和3年9月21日 18:30 〈場 所〉オンライン会議
〈内 容〉① 前回の協議会について ② 豊島区のひきこもり支援の現状について
③ ひきこもりに係る各種報告について ④ その他

▶課題と感じていることや今後必要となる支援について意見を伺った。

■第3回ひきこもり支援協議会■

〈日 時〉令和3年12月17日 18:00 〈場 所〉としま区民センター会議室503
〈内 容〉① 前回の協議会について ② 第1回ひきこもりネットワーク会議の報告について
③ 令和3年度版 豊島区ひきこもり支援方針(案)について

▶豊島区ひきこもり支援方針(案)について意見を伺った。